

議 事 録 (要旨)

平成28年7月11日(月)午後1時30分から、福井市役所本館8階第8会議室A Bにおいて農政部会が開催された。

○議事及び審議結果

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 3 号議案	福井市農地移動適正化あっせん事業実施規程第16条に規定するあっせんの継続の適否について	中止決定

2 報告事項

議案番号	議 案 名
第 2 号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第 3 号報告	平成28年田畑売買価格等に関する調査について

3 その他

○出席委員 17名

3番	伊藤義明	
4番	西畑博光	
5番	齊藤和栄	
6番	和田清信	
8番	清水重勝	
9番	吉田徳寧	
10番	田端秀雄	
11番	白崎俊行	
12番	廣部厚	
13番	吉田光範	
14番	吉田明美	
15番	谷本忠士	
16番	中川洋一	(農政部会長職務代理者)
17番	市村武男	(会長職務代理者)
18番	池森幹夫	(農政部会長)
19番	細江昭夫	(会長)
	武澤義明	(会長職務代理者)

○欠席委員 3名

1番	長谷川忠夫
2番	吉川強
7番	牧野順孝

○出席職員

農業委員会事務局

局長	石川行芳
局次長	渡邊正英
主任	島田竜彦
主幹	塚本泰行
主幹	藤田收
主事	富平一博

開 会 午後1時30分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

18 番
池森部会長
(議長)

それでは、ただいまから平成28年7月農政部会を開会いたします。
なお、長谷川委員、吉川委員、牧野委員より欠席の連絡を受けておりま
す。
また、吉田明美委員から、若干遅れるとの連絡を受けておりますのでご
報告いたします。
それでは議事に移ります前に、今回は総会后初めての部会でありますの
で、議席の指定を行います。
議席の指定につきましては、農業委員会議事規則第4条第1項の規定に
より、私にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。それでは、今から事務局に議席番号とお名前を
読み上げさせます。

事務局

それでは、議席とお名前を読み上げさせていただきます。
議席番号 1番 長谷川委員、2番 吉川委員、3番 伊藤委員、4番 西
畑委員、5番 齊藤委員、6番 和田委員、7番 牧野委員、8番 清水委員、
9番 吉田徳寧委員、10番 田端委員、11番 白崎委員、12番 廣部委
員、13番 吉田光範委員、14番 吉田明美委員、15番 谷本委員、16
番 中川部会長職務代理者、17番 市村会長職務代理者、18番 池森部会
長、19番 細江会長、以上でございます。

議 長

ただいま事務局が読み上げましたように、議席を決定させていただきます。
席札の交換を行いますので、しばらくお待ちください。

(卓上席札の交換)

議 長

続きまして、議事録署名員の選任について、お諮りしたいと思います。
議事録署名員につきましては、議事規則第19条第2項の規定により、私
の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

それでは、私の方から指名させていただきます。

議席番号3番 伊藤委員、4番 西畑委員ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。

審議事項、第3号議案「福井市農地移動適正化あっせん事業実施規程第16条に規定するあっせんの継続の適否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号議案 説明)

議 長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

12番
廣部委員

この物件はかなりいい場所にあると思うが、あっせん価格の設定が高すぎるのでしょうか。不成立の原因は何ですか。

事務局

確かに場所的には悪いものではありません。以前、農政部会でもお諮りしたとおり比較的農地の集団の中にあるものでございます。ただ、今ほど申し上げましたとおり新たに農地を取得してまで経営拡大を考えていないという候補者ばかりでございまして、それに併せまして値段の面でも折り合いがつかなかったということでございます。以上です。

議 長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

他にないので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第3号議案につきましては、あっせん委員のご所見のとおり、本件あっせんを打ち切ることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

続きまして、報告事項に移ります。なお、報告事項につきましては、

いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第2号報告「農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号報告 説明)

議長

ただいまの説明と併せまして、6月27日に当番委員として現地調査をされた伊藤委員から報告をお願いいたします。

12番

伊藤委員

(第2号報告 現地調査結果報告)

議長

ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

次に、第3号報告「平成28年田畑売買価格等に関する調査について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第3号報告 説明)

議長

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見等はございませんか。

2番

伊藤委員

先ほど第3号議案ではあっせん価格が折り合わなかったというのがありましたが、あの価格設定はこの調査に基づいて出しているのですか。それとも売主の希望価格ですか。

事務局

先ほどのあっせんにつきましては、基本的に申出者の希望価格です。

2番

伊藤委員

本人の価格設定と売買価格調査の価格との間に多少の差が出た場合、あっせんの申出者に対してこのような調査結果の価格をお知らせするような

ことは無いのですか。

事務局

あくまで今お示ししておりますのは、昨年度の価格に上昇率をかけたもので、実際の売買取引の場合では売主側の「思い」の部分というところもございます。

ただ、実勢価格に比べて著しく差がある場合には、ある程度価格設定についてアドバイスのことを申し上げるケースはございます。今回のあっせん価格については大きな価格の乖離はありませんでした。不成立の要因としては買主側の経営拡大意欲がなかったというところが一番大きいものでございます。

2 番

伊藤委員

あっせんの不成立が将来的に耕作放棄地につながるようなケースが今後出てくるのではないかと思います。ただあっせん不調で打ち切るのではなく、やはり農業委員会としても何か努力したという誠意をあっせんの申出者に示さないと、売る意志がないと思われてしまうと思います。

武澤会長
職務代理者

あっせん物件の担当地区委員として申し上げますが、このあっせん物件については価格設定の際、たまたま近隣であった裁判所の競売の価格を参考にして申出者が決めたものです。あっせん事業というのは規定によりまして耕作面積の多い者から順にあっせんの協議をすることになっていて、それ以外の人のところには相談に行くわけにもいかない。農業委員は不動産業者ではないので、誰か要らないかと野菜のせり売りをするようなわけにはいかないのです。また、個人のプライバシーの問題もありますから、あまり広告するわけにもいきません。5人のあっせん候補者には詳細にお話しをしましたが、買う気持ちが無く、5人以外に広げられないものですから、所有者本人に返すより他に無いだろうということになったものです。

あっせん価格が適正なものであったことは間違いありません。そのような経緯で不成立に至ったということですのでご報告しておきます。

2 番

伊藤委員

法令を犯してまでやることはないけども、ある程度柔軟に対応できることはしていかないと耕作放棄地などの問題がこれからいろいろ出てくるのではないか思う。

19 番

細江会長

おっしゃるとおり柔軟にしていかなければならない。農家を守ってあげなければならぬ。

事務局	伊藤委員のお話につきましては、あくまであっせんといいますのはあっせん委員が中心となってしていただくところでございますので、事務局としてあまり差し出がましいことは出来ないのも事実ではございますが、中間管理事業等もございましていろいろな選択肢等を視野に入れながら一番どの形がいいのかというのは申出者の方ともご相談をさせていただきながら耕作放棄にはもちろん繋がらないような方向で選択決定をしていただくよう誘導していきたいと思っております。以上でございます。
議長	他にございませんか。
9番 吉田(徳)委員	田畑の売買価格に関する調査票の中で固定資産税評価額が出ていますね。これはどのようなものか。本郷などは他の地域と比べて特に高い地価となっているがこれは誰かが払ったからそうなっているのか。何故でしょうか。
事務局	こちらにつきましては旧市町村の代表地区の現在、資産税課に問い合わせまして評価額を確認したうえでそのデータを基に作成しています。
9番 吉田(徳)委員	その割には他の地域の倍くらい評価が高いがこれは何か理由があるのか。他のところは大体100前後の数字だが、このあたりは290、極端に高いですね。
事務局	本郷地区につきましては代表地点が大年町、大谷町、荒谷町であり、農振農用地であれば農振農用地、除外地であれば除外地というところで実際の資産税課の情報を基に出しております。
事務局	今ほどのお問い合わせでございますが、資産税課の方での評価内容ということになりますので、具体的な原因につきましては私どもでも把握しかねる部分はございます。また、資産税課の方に確認を取らせていただきます。
武澤会長 職務代理者	資産税評価額というのはどれですか。固定資産税の納税通知書に入っている、あれのことを言っているわけですね。
事務局	毎年、課税の時期になりますと固定資産税の明細が届くかと思っております。その中に記載されているものが固定資産税評価を基に算出した課税標準

額というものに税率を掛けて示したものが、皆様が実際に納められる固定資産税の額ということになりますので、その計算基礎となるものが評価額でございます。

議 長

他にございませんか。

他にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。

6月の農地部会の報告を、武澤会長職務代理者よりお願いします。

武澤会長
職務代理者

(6月農地部会 審議結果報告)

議 長

ありがとうございました。

その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程について報告)

議 長

それでは、本日の審議内容の総括を、中川部会長職務代理者の方からお願いいたします。

16番
中川部会長
職務代理者

(審議内容 総括)

議 長

ありがとうございました。ここで、武澤会長職務代理者より発言を求められておりますので、許可いたします。

武澤会長
職務代理者

(新嘗祭の奉耕者へのお祝いを互助会から支出することの提案)

議 長

ただいまのご提案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、ご異議がないようですので、そのようをお願いいたします。これもちまして、7月の農政部会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉 会 午後2時18分